

第十一條 會社經理統制令ニ基キ行政官廳ニ提出スベキ書類ハ會社ガ鐵鋼統制會、石炭統制會、鑛山統制會、セメント統制會、車輛統制會、自動車統制會、精密機械統制會、電氣機械統制會、産業機械統制會、金屬工業統制會又ハ貿易統制會ノ會員又ハ會員タル團體ヲ組織スル者ナルトキハ當該統制會ヲ經由スベシ但シ會社經理統制令施行規則第三十六條、第三十八條又ハ第三十九條ノ規定ニ依リ日本銀行ヲ經テ提出スベキモノ及同則第四十五條ノ規定ニ依リ財務局出張所ヲ經テ提出スベキモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

前項本文ノ場合ニ於テ書類ヲ提出スル會社ガ二以上ノ統制會ノ會員又ハ會員タル團體ヲ組織スル者ナルトキハ其ノ主タル關係アル統制會ヲ經由シテ提出スルヲ以テ足ル此ノ場合ニ於テハ關係アル他ノ統制會ノ名稱ヲ當該書類ニ附記スベシ

第十一條 昭和十二年法律第九十二號第三條、物資統制令第二十條又ハ貿易

統制令第六條ノ規定ニ依ル行政官廳ノ報告徴收ノ職權ハ重要産業團體令ニ依ル統制會(以下統制會ト稱ス)ニ之ヲ委任ス但シ當該統制會ガ昭和十二年法律第九十二號第二條ノ規定、物資統制令又ハ貿易統制令ニ基キテ發スル命令ニ依ル行政官廳ノ職權ニシテ本令ニ基キ當該統制會ニ委任セラレタルモノヲ行フニ必要ナル場合ニ限ル

統制會ハ前項ノ規定ニ依リ委任セラレタル職權ヲ行フベシ

第十三條 商工大臣工場事業場管理令ニ依ル管理ニ係ル工場事業場ニ付同令ニ依ル職權ヲ行フ場合ニ於テハ當該管理ノ範圍ニ屬スル事業ニ關スル統制會ヲシテ之ニ關スル事務ヲ取扱ハシムルコトヲ得

第十四條 左ニ掲グル行政官廳ノ職權ハ重要産業團體令ニ依ル鐵道軌道統制會(以下鐵道軌道統制會ト稱ス)ニ之ヲ委任ス

- 一 鐵道營業法第二十條及第二十三條第二項ノ規定ニ依ル認可
- 二 地方鐵道法第二十六條第一項ノ規定ニ依ル許可及同法第二十七條第一

- 項ノ規定ニ依ル運輸營業ノ全部又ハ一部ノ休止ノ許可
- 三 軌道法第十六條第一項ノ規定ニ依ル事業又ハ運轉ノ管理ノ委託若ハ受託ノ許可及同法第二十六條ニ於テ準用スル地方鐵道法第二十七條第一項ノ規定ニ依ル運輸營業ノ全部又ハ一部ノ休止ノ許可
- 四 陸運統制令第十一條ノ規定ニ依ル認可
- 五 鐵道運輸規程、地方鐵道法施行規則、地方鐵道係員職制、地方鐵道運賃割引規程、軌道運輸規程、軌道係員規程、軌道運賃割引規程、專用鐵道規程及陸運統制令施行規則ニ依ル職權ニシテ鐵道大臣ノ定ムルモノ
- 六 陸運統制令ニ依ル職權ニシテ軌道事業ニ關スルモノノ中鐵道大臣及內務大臣ノ定ムルモノ
- 七 軌道法施行規則ニ依ル職權及大正十二年內務鐵道省令軌道法第二十五條ノ規定ニ依ル職權委任ニ關スル件ニ依ル職權ニシテ內務大臣及鐵道大臣ノ定ムルモノ

鐵道軌道統制會ハ前項ノ規定ニ依リ委任セラレタル職權ヲ行フベシ但シ鐵道軌道統制會前項第四號ニ依ル職權ニシテ臨時資金調整法施行令第六條ノ三第一項第二號ノ規定ノ適用アル事項ニ關スルモノヲ行ハントスルトキハ豫メ鐵道大臣ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス

第十五條 本令ニ定ムルモノノ外行政官廳ニ提出スベキ書類ノ統制會ノ經由ニ付テハ主務大臣命令ヲ以テ之ヲ定ム

主務大臣必要アリト認ムルトキハ本令ニ基キ統制會ヲ經由シテ行政官廳ニ提出スベキ書類ノ經由ニ關シ別段ノ指示ヲ爲スコトヲ得

第十六條 本令ニ基キ統制會ノ行フ職權ニ關シテハ統制會ハ當該職權ニ係ル事項ニ關スル主務大臣（以下主務大臣ト稱ス）ノ指揮監督ヲ承クルモノトス

主務大臣ハ本令ニ基キ統制會ノ爲ス處分ニシテ法令ニ違反シ、公益ヲ害シ又ハ權限ヲ超ユルモノアリト認ムルトキ其ノ他當該處分ヲ不適當ナリト認

ムルトキハ之ヲ停止シ、取消シ又ハ變更スルコトヲ得
主務大臣前項ノ規定ニ依リ統制會ノ處分ヲ停止シ、取消シ又ハ變更シタル
トキハ其ノ旨ヲ告示スベシ

第十七條 第一條第四號ノ規定ニ依リ鐵鋼統制會ノ行フ命令ニ因リ生ジタル
損失ハ國家總動員法第二十七條ノ規定ニ依リ政府之ヲ補償ス

製鐵用輸入原料配給等統制令第五條ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル損失ノ補償
ニ之ヲ準用ス

第十八條 本令ニ基キ統制會ノ行フ認可、許可、免許又ハ命令ハ臨時資金調
整法施行令第四條第一項第三號、第五條第一項但書、第六條ノ三第一項第
二號又ハ臨時農地等管理令第四條第二號若ハ第六條第二號ノ規定ノ適用ニ
付テハ之ヲ行政官廳ノ認可、許可、免許又ハ命令ト看做ス

本令ノ定ムル所ニ依リ統制會ノ行フ裁定又ハ決定ハ臨時資金調整法施行令
第六條ノ三第一項第二號又ハ會社經理統制令施行規則第三十七條第一項第

四號ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ行政官廳ノ命令ト看做ス

前二項ノ場合ニ於テ統制會ノ行フ處分ニ對シ主務大臣本令ニ基キ承認ヲ爲
サントスルトキハ當該處分ガ臨時資金調整法施行令第四條第一項第三號ニ
關スルモノナル場合ニ於テハ同條同項ノ主務大臣ニ、同令第五條第一項但
書ニ關スルモノナル場合ニ於テハ同條同項ノ主務大臣ニ、同令第六條ノ三
第一項第二號ニ關スルモノナル場合ニ於テハ大藏大臣（主務大臣鐵道大臣
ナル場合ニ於テハ大藏大臣及商工大臣）ニ、臨時農地等管理令第七條第一
項第四號ニ關スルモノナル場合ニ於テハ農林大臣ニ協議スベシ

第十九條 本令ニ基キ統制會ノ行フ處分ハ行政執行法第五條ノ規定ノ適用ニ
付テハ行政官廳ノ法令ニ基キテ爲ス處分ト看做ス此ノ場合ニ於テハ同條ノ
當該行政官廳ハ當該處分ニ係ル事項ニ關スル主務官廳トス

第二十條 本令ニ基キ統制會ガ行政官廳ノ職權ヲ行フ場合又ハ行政官廳ニ提
出スベキ書類ガ統制會ヲ經由スベキモノトセララルル場合ニ於テハ許可認可

等行政事務處理簡捷令ノ適用ニ付テハ當該統制會ハ之ヲ行政廳ト看做ス
 第二十一條 本令ニ基キ統制會ノ行フ職權ニ關スル事務ノ取扱ニ要スル經費ハ
 當該統制會ノ負擔トス
 第二十二條 本令ニ定ムルモノノ外本令ニ基キ統制會ガ行政官廳ノ職權ヲ行フ
 場合ニ於ケル必要ナル事項ハ主務大臣命令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

本令ハ昭和十七年法律第十五號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
 本令ニ基キ統制會ノ行フ職權ニ係ル事項ニシテ當該事項ニ關スル書類ガ本令施
 行前行政官廳ニ受理セラレタルモノノ處理ニ關シテハ仍從前ノ例ニ依ル
 產金法施行令中左ノ通改正ス
 第九條 削除

(參照)

昭和十二年八月二十四日公布勅令第四百五十四號產金法施行令の條
 第九條 產金法第五條第一項ノ事業計畫ハ製鍊場毎ニ、同法第七條第一項ノ事業計畫
 ハ鑛山毎ニ之ヲ定メ商工大臣ニ届出ヅベシ
 商工大臣ハ前項ノ事業計畫ノ届出ヲ免除スルコトヲ得
 昭和十二年九月十日公布法律第九十二號ハ輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル件
 ナリ

行政官廳職權委讓令施行規則

昭和十八年一月二十一日 公布
 昭和十八年二月 一日 施行

第

一 條 行政官廳職權委讓令（以下令ト稱ス）第一條第一項第六號乃至第八號ノ規定ニ依リ職權ヲ定ムルコト左ノ如シ但シ鐵屑配給統制規則第二條第四號並ニ鐵鋼統制規則第九條第一項第二號及第十五條但書ノ規定ニ依ル職權ニ付テハ第四條第一項第四號及同條第二項、第六條第一項第八號及同條第二項、第九條第一項第二號及同條第二項、第十一條第一項第六號及同條第二項（第十二條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）並ニ第十五條ノ職權ヲ除ク

一 製鐵事業法施行規則第二條第一項（第三條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）第四條、第七條、第十三條乃至第十五條、第十六條第一項第三項（第十八條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第十七條、第十九條、第二十二條、第二十四條第一項第三項第四項、第二十五條第一項、第二十六條第一項、第二十七條及第二十八條ノ規定ニ依ル職權

二 鐵屑配給統制規則第二條第四號、第二條ノ二第一項但書、第四條ノ二、

第六條但書、第九條第一項但書、第十條但書、第十一條但書、第十二條及第十四條第二項ノ規定ニ依ル職權並ニ同則第十五條第一項ノ規定ニ依ル報告書ノ受理

三 製鐵設備制限規則第一條及第二條第一項ノ規定ニ依ル職權

四 鐵鋼統制規則第三條但書、第八條、第九條第一項第二號、同條第三項及第十五條但書ノ規定ニ依ル職權

五 カーバイド配給統制規則第十二條第二項但書ノ規定ニ依ル職權
前項第五號ノ職權ハ讓渡ノ兩當事者ガ重要産業團體令ニ依ル鐵鋼統制會（以下鐵鋼統制會ト稱ス）ノ會員又ハ會員タル團體ヲ組織スル者ナル場合ニ限ル

第 二 條 鐵鋼統制會令第一條第一項第七號及前條第一項第三號ノ規定ニ依リ委任セラレタル製鐵設備制限規則第一條ノ規定ニ依ル職權ニシテ臨時資金調整法施行令第六條ノ三第一項第二號ノ規定ノ適用アル事項ニ關スルモ

ノヲ行ハントスルトキハ豫メ商工大臣ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス

第三條 製鐵事業法施行規則第八條ノ規定ニ依リ商工大臣ニ提出スベキ書類ハ鐵鋼統制會ヲ經由スベシ

第四條 令第三條第一項第七號乃至第九號ノ規定ニ依リ職權ヲ定ムルコト左ノ如シ

一 石炭配給統制法施行規則第二條第一項但書、第六條及第七條ノ規定ニ依ル職權

二 重要鑛物増産法施行規則第三條、第五條第一項及第八條ノ規定ニ依ル職權（石炭ヲ目的トスル鑛業權ニ關スルモノニ限ル）

三 石炭配給調整規則第六條乃至第七條ノ二、第八條第一項、第九條、第十條第二項、第十一條第二項及第二十條ノ規定ニ依ル商工大臣ノ職權（同則第七條ノ規定ニ依ル職權ニ付テハ同條第一項ノ規定ニ依ル指定仲買團體ノ指定ヲ除ク）

四 鐵屑配給統制規則第二條第四號、鐵鋼統制規則第九條第一項第二號及第十五條但書並ニカーバイド配給統制規則第十二條第二項但書ノ規定ニ依ル職權

第一條第二項ノ規定ハ前項第四號ノ職權ニ之ヲ準用ス
重要産業團體令ニ依ル石炭統制會（以下石炭統制會ト稱ス）令第三條第一項第五號及第六號ノ規定ニ依リ委任セラレタル職權ヲ行フ場合ニ於テハ重要鑛物増産法施行規則第六條及第七條ノ規定ニ拘ラズ第四項及第五項ノ定ムル所ニ依ル

重要鑛物増産法施行令第四條又ハ第五條ノ規定ニ依ル届出ヲ爲ス場合ニ於テハ登録税ノ額ニ相當スル金額ヲ石炭統制會ニ納付スベシ
左ノ場合ニ於テハ石炭統制會ハ申請書又ハ届書ヲ受理セズ
一 法令ニ依リ裁定ヲ申請シ得ザルモノナルトキ
二 重要鑛物増産法施行令第四條又ハ第七條ノ規定ニ違反シ届書ニ事實ヲ

證スル書面ヲ添附セザルトキ

三 重要礦物増産法施行令第五條ノ規定ニ違反シ届書ニ當事者連署セザルトキ

四 重要礦物増産法施行規則第五條ノ規定ニ違反シ裁定申請書ニ記載スベキ事項ヲ記載セズ又ハ添附スベキ書類若ハ圖面ヲ添附セザルトキ

五 第四項ノ規定ニ違反シ登録税ノ額ニ相當スル金額ヲ納付セザルトキ
石炭統制會令第三條第一項第七號後段及本條第一項第二號ノ規定ニ依リ委任セラレタル職權ヲ行フ場合ニ於テハ重要礦物増産法施行規則第十條ノ規定ハ之ヲ適用セズ

石炭統制會令第三條第一項第八號及本條第一項第三號ノ規定ニ依リ委任セラレタル石炭配給調整規則第七條ノ二ノ規定ニ依ル職權ヲ行フ場合ニ於テハ同條第三項中告示トアルハ公示トス

第五條 石炭配給統制法施行規則第八條、第九條、第十一條又ハ第十二條

ノ規定ニ依リ商工大臣ニ提出スベキ書類ハ石炭統制會ヲ經由スベシ

第六條 令第六條第一項第八號乃至第十號ノ規定ニ依リ職權ヲ定ムルコト

左ノ如シ

一 産金法施行規則第一條乃至第五條、第六條（第七條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第九條、第十條、第十一條第一號及第二號、第十二條、第十四條、第十六條並ニ第十九條乃至第二十五條ノ規定ニ依ル職權

二 重要礦物増産法施行規則第三條、第五條第一項及第八條ノ規定ニ依ル職權（石炭、亞炭、石油及土瀝青以外ノ礦物ヲ目的トスル礦業權ニ關スルモノニ限ル）

三 銅、鉛、錫等配給統制規則第一條ノ二但書、第二條第一項但書、第四條第四號、第四條ノ三、第五條但書、第九條但書及第十條但書ノ規定ニ依ル職權

四 白金等配給統制規則第二條但書、第三條但書、第四條但書、第六條但

書、第七條但書、第十條及第十一條ノ規定ニ依ル職權

五 鑛石配給統制規則第二條第一項第四項、第四條及第五條ノ規定ニ依ル職權ニシテ鐵鑛以外ノ鑛石ニ關スルモノ竝ニ同則第三條及第六條ノ規定ニ依ル職權

六 硫黃配給統制規則第三條第一項但書及第八條ノ規定ニ依ル職權

七 滿俺鑛及クロム鑛配給統制規則第三條但書ノ規定ニ依ル職權及同則第四條但書ノ規定ニ依ル職權ニシテ滿俺鑛又ハクロム鑛ヲ讓渡スル者ガ滿俺鑛若ハクロム鑛ノ生産（販賣ノ目的ヲ以テ選鑛スル場合ヲ含ム）ヲ業トスル者又ハ業務ニ關シ滿俺鑛若ハクロム鑛ヲ輸入シ若ハ移入シタル者ナル場合ニ關スルモノ

八 鐵屑配給統制規則第二條第四號、鐵鋼統制規則第九條第一項第二號及第十五條但書竝ニカーバイド配給統制規則第十二條第二項但書ノ規定ニ依ル職權

第一條第二項ノ規定ハ前項第八號ノ職權ニ之ヲ準用ス

重要産業團體令ニ依ル鑛山統制會（以下鑛山統制會ト稱ス）令第六條第一項第八號前段及本條第一項第一號ノ規定ニ依リ委任セラレタル職權ヲ行フ場合ニ於テハ產金法施行規則第十一條中告示トアルハ公示トシ同則第二十條ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第四條第三項乃至第五項ノ規定ハ鑛山統制會令第六條第一項第六號及第七號ノ規定ニ依リ委任セラレタル職權ヲ行フ場合ニ、第四條第六項ノ規定ハ鑛山統制會令第六條第一項第八號後段及本條第一項第二號ノ規定ニ依リ委任セラレタル職權ヲ行フ場合ニ之ヲ準用ス

鑛山統制會令第六條第一項第九號及本條第一項第五號ノ規定ニ依リ委任セラレタル職權ヲ行フ場合ニ於テハ鑛石配給統制規則第七條ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第七條 鑛山統制會令第六條第一項第八號前段及前條第一項第一號ノ規定

ニ依リ委任セラレタル産金法施行規則第一條第三項ノ規定ニ依ル職權ニシテ臨時資金調整法施行令第六條ノ三第一項第二號ノ規定ノ適用アル事項ニ關スルモノヲ行ハントスルトキハ豫メ商工大臣ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス
鑛山統制會其ノ會員又ハ會員タル團體ヲ組織スル者以外ノ者ニ對シ令第六條第一項第九號及前條第一項第五號ノ規定ニ依リ委任セラレタル鑛石配給統制規則第四條ノ規定ニ依ル職權ヲ行ハントスルトキ又同ジ

第八條 白金等配給統制規則第八條第一項ノ規定ニ依リ商工大臣ニ提出スベキ書類ハ鑛山統制會ヲ經由スベシ

第九條 令第八條第一項ノ規定ニ依リ重要産業團體令ニ依ルセメント統制會(以下セメント統制會ト稱ス)ニ委任スベキ職權ヲ定ムルコト左ノ如シ
一 セメント配給統制規則第三條、第四條、第五條但書、第七條、第八條第五號、第十六條及第十七條ノ規定ニ依ル職權
二 鐵屑配給統制規則第二條第四號、鐵鋼統制規則第九條第一項第二號及

第十五條但書並ニカーバイド配給統制規則第十二條第二項但書ノ規定ニ依ル職權

第一條第二項ノ規定ハ前項第二號ノ職權ニ之ヲ準用ス

第十條 セメント統制會令第八條第一項及前條第一項第一號ノ規定ニ依リ委任セラレタルセメント配給統制規則第三條ノ規定ニ依ル職權ニシテ臨時資金調整法施行令第六條ノ三第一項第二號ノ規定ノ適用アル事項ニ關スルモノヲ行ハントスルトキハ豫メ商工大臣ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス

第十一條 令第八條第一項ノ規定ニ依リ重要産業團體令ニ依ル車輛統制會(以下車輛統制會ト稱ス)ニ委任スベキ職權ヲ定ムルコト左ノ如シ
一 鑄造設備制限規則第二條第一項、第三條第一項及第四條ノ規定ニ依ル職權(車輛及鐵道信號保安裝置ノ製造業者ガ當該事業ノ用ニ供セラルル鑄物ノ製造ノミニニ使用スル鑄造設備ヲ新設、増設、讓受、借受又ハ改造スル場合ニ限ル)

- 二 同則第二條第二項ニ於テ準用スル同則同條第一項、同則第三條第三項ニ於テ準用スル同則同條第一項及同則第四條ノ規定ニ依ル職權（車輛及鐵道信號保安裝置ノ製造業者ガ同則第二條第二項ニ掲グル熔融爐ヲ當該事業ノ用ニ供セラルル鑄物ノ製造ノミニ轉用スル場合ニ限ル）
- 三 同則第五條ノ規定ニ依ル職權（車輛及鐵道信號保安裝置ノ製造業者ガ同則同條ニ掲グル設備ニ依リ製造スベキ物品ノ種類ヲ當該事業ノ用ニ供セラルル鑄物ノミニ變更セントスル場合ニ限ル）
- 四 機械設備制限規則第二條、第三條第一項及第五條ノ規定ニ依ル職權（同則第二條ニ掲グル設備ガ車輛及鐵道信號保安裝置又ハ其ノ部分品ノ製造又ハ加工ノミニ使用セラルル場合ニ限ル）
- 五 機械設備制限規則第六條ノ規定ニ依ル職權（變更後製造又ハ加工スベキ物品ガ車輛及鐵道信號保安裝置又ハ其ノ部分品ノミナル場合ニ限ル）
- 六 鐵屑配給統制規則第二條第四號、鐵鋼統制規則第九條第一項第二號及

第十五條但書並ニカーバイド配給統制規則第十二條第二項但書ノ規定ニ依ル職權

第一條第二項ノ規定ハ前項第六號ノ職權ニ之ヲ準用ス
 車輛統制會令第八號第一項及本條第一項第一號乃至第五號ノ規定ニ依リ委任セラレタル職權ヲ行フ場合ニ於テハ鑄造設備制限規則第六條及機械設備制限規則第七條ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第十二條 重要産業團體令ニ依ル自動車統制會、精密機械統制會、電氣機械統制會又ハ産業機械統制會（以下夫々自動車統制會、精密機械統制會、電氣機械統制會、産業機械統制會ト稱ス）ニ委任スベキ令第八條第一項ノ職權ニ付テハ前條ノ規定ヲ準用ス但シ同條中車輛及鐵道信號保安裝置トアルハ自動車統制會ニ在リテハ自動車、精密機械統制會ニ在リテハ精密機器、電氣機械統制會ニ在リテハ電氣機器、發電用ノ蒸氣罐、蒸氣タービン及水車並ニ電氣通信機器、産業機械統制會ニ在リテハ原動機（發電用ノ蒸氣罐、

蒸氣タービン及水車ヲ除ク)及生産用機器トス

第十三條 自動車統制會ニ委任スベキ令第八條第一項ノ職權ハ前條ニ定ムルモノノ外自動車修理用部分品統制規則第四條但書、第六條及第七條ノ規定ニ依ル職權トス

第十四條 自動車製造事業法、自動車製造事業法施行令、自動車製造事業法施行規則又ハ優良自動車部分品及自動車材料認定規則ニ依リ商工大臣ニ提出スベキ書類ハ自動車統制會ヲ、工作機械製造事業法、工作機械製造事業法施行令、工作機械製造事業法施行規則、工作機械試作奨励金交付規則又ハ優良工作機械認定規則ニ依リ商工大臣ニ提出スベキ書類ハ精密機械統制會ヲ經由スベシ

重要機械製造事業法、重要機械製造事業法施行令、重要機械製造事業法施行規則又ハ重要機械製造研究奨励金交付規則ニ依リ商工大臣ニ提出スベキ書類ハ車輛及鐵道信號保安裝置ニ關スルモノニ在リテハ車輛統制會ヲ、自

動車ニ關スルモノニ在リテハ自動車統制會ヲ、精密機器ニ關スルモノニ在リテハ精密機械統制會ヲ、電氣機器、發電用ノ蒸氣罐、蒸氣タービン及水車並ニ電氣通信機器ニ關スルモノニ在リテハ電氣機械統制會ヲ、原動機(發電用ノ蒸氣罐、蒸氣タービン及水車ヲ除ク)及生産用機器ニ關スルモノニ在リテハ産業機械統制會ヲ經由スベシ此ノ場合ニ於テハ重要機械製造研究奨励金交付規則第十二條ノ規定ハ之ヲ適用セズ

前項ノ場合ニ於テ書類ヲ經由スベキ重要産業團體令ニ依ル統制會(以下統制會ト稱ス)ガ二以上存スル場合ニ於テハ主タル關係アル統制會ヲ經由スルヲ以テ足ル此ノ場合ニ於テハ關係アル他ノ統制會ノ名稱ヲ當該書類ニ附記スベシ

第十五條 重要産業團體令ニ依ル金屬工業統制會ニ委任スベキ令第八條第一項ノ職權ハ鐵鋼統制規則第九條第一項第二號及第十五條但書並ニ絲配給統制規則第三條但書及第六條但書ノ規定ニ依ル職權トス

第一條第二項ノ規定ハ前項ノ職權ニ之ヲ準用ス

第十六條 重要産業團體令ニ依ル貿易統制會ニ委任スベキ令第十條第一項ノ職權ハ貿易統制令施行規則第十一條ノ二、第十一條ノ三、第十三條ノ二、第十三條ノ三、第二十條ノ二第二項及第二十條ノ三第二項ノ規定ニ依ル職權トス

附 則

第十七條 本則ハ令施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第十八條乃至第二十一條ノ規定ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十八條 重要礦物増産法施行規則中左ノ通改正ス

第二條 削除

第四條 重要礦物増産法第十四條ノ規定ニ依ル事業計畫書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

一 石炭鑛區

- (一) 採炭ニ關スル計畫ノ概要
- (二) 出炭數量(炭種別ニ記載スベシ)
- (三) 其ノ他參考トナルベキ事項

二 石炭鑛區以外ノ鑛區

- (一) 探鑛、掘採及選鑛ニ關スル計畫ノ概要
- (二) 掘採數量及品位
- (三) 選鑛元鑛及精鑛ノ數量及品位
- (四) 選鑛實收率
- (五) 操業日數
- (六) 處分方法
- (七) 其ノ他參考トナルベキ事項

鑛業權者製鍊ヲ爲ス場合ニ於テハ前項第二號ニ掲グル事項ノ外左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

- (一) 製鍊ニ關スル計畫ノ概要
- (二) 製鍊元鑛及製品ノ數量及品位
- (三) 製鍊實收率

第十九條 産金法施行規則中左ノ通改正ス

第十二條 商工大臣ノ指定シタル金製鍊業者ハ商工大臣ノ定ムル所ニ依リ製鍊場毎ニ事業計畫ヲ定メ之ヲ商工大臣ニ届出ツベシ

第十三條 削除

第十四條 商工大臣ノ指定シタル金鑛業者ハ商工大臣ノ定ムル所ニ依リ鑛山毎ニ事業計畫ヲ定メ之ヲ商工大臣ニ届出ツベシ

第十五條 削除

第二十三條 削除

第二十條 セメント配給統制規則中左ノ通改正ス

第二條 削除

第二十一條 機械設備制限規則中左ノ通改正ス

第六條中「現ニ製造スル物品又ハ」ヲ削ル

行政官廳職權委讓令第十四條第一項 第六號及第七號ノ施行ニ關スル件

昭和十八年一月二十三日公布

第一條 行政官廳職權委讓令第十四條第一項第六號及第七號ニ關スル部分ノ施行ニ關シテハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 行政官廳職權委讓令第十四條第一項第六號ノ規定ニ依リ重要産業團體令ニ依ル鐵道軌道統制會（以下鐵道軌道統制會ト稱ス）ニ委任スル行政官廳ノ職權ハ陸運統制令中軌道事業ニ關スル部分ノ施行ニ關スル件第二條ニ於テ準用スル陸運統制令施行規則第十九條及第二十一條ノ規定ニ依ル

書類ノ受理及認可トス

第三條 行政官廳職權委讓令第十四條第一項第七號ノ規定ニ依リ鐵道軌道統制會ニ委任スル行政官廳ノ職權ヲ定ムルコト左ノ如シ

- 一 軌道法施行規則第二十七條ニ於テ準用スル地方鐵道法施行規則第三十二條（讓渡ノ場合ヲ除ク）及第四十五條第一項ノ規定ニ依ル書類ノ受理
- 二 軌道法施行規則第十一條、第二十一條（基本運賃ニ關スルモノヲ除ク）及第二十二條並ニ第二十七條ニ於テ準用スル地方鐵道法施行規則第二十一條第一項第二項、第二十五條第一項本文及第二十六條ノ規定ニ依ル認可

軌道法施行規則第二十三條、第二十四條（地方長官宛ノモノヲ除ク）及第二十六條（即時報告ヲ除ク）並ニ第二十七條ニ於テ準用スル地方鐵道法施行規則第十八條（第八號ヲ除ク）第二十一條第一項但書、第二十二條、第二十五條第二項、第三十三條、第四十八條乃至第四十九條（營業

報告書ニ關スルモノヲ除ク）及第五十一條ノ規定ニ依ル届書又ハ報告書ノ受理

三 軌道法第二十五條ノ規定ニ依ル職權委任ニ關スル件第二條ノ規定ニ依ル地方長官ノ職權ニシテ新設軌道ニ關スルモノ及併用軌道ニ關スルモノノ中別ニ定ムル工事ニ關スルモノ

軌道法第二十五條ノ規定ニ依ル職權委任ニ關スル件第三條ノ規定ニ依ル鐵道局長ノ職權

第四條 鐵道軌道統制會第二條並ニ前條第二號及第三號ニ依ル職權ニシテ臨時資金調整法施行令第六條ノ三第一項第二號又ハ臨時農地等管理令第七條ノ規定ノ適用ヲ受クル事項ニ關スルモノヲ行ハントスルトキハ豫メ鐵道大臣ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス

第五條 第三條ノ規定ニ定ムル行政官廳ノ職權ニハ軌道法施行規則第十一條ノ規定ニ依ル職權ニシテ運輸開始前ノモノ及左ニ掲グル事項ニ關スルモノ

- ノハ之ヲ含マザルモノトス
- 一 動力及軌間變更ニ關スル工事
- 二 複線工事
- 三 併用軌道ニ於ケル橋梁ニ關スル工事
- 四 併用軌道ニ於ケル軌道ノ構造及道路ノ鋪裝ニ關スル工事（認可ヲ受ケタル設計ト同一ノモノヲ除ク）
- 五 國道、府縣道其ノ他交通頻繁ナル道路トノ踏切ニ關スル工事
- 六 他ノ軌道又ハ鐵道トノ連絡直通又ハ交叉ニ關スル工事
- 七 電力需給ニ關係アル變電所及送配電線ノ新設又ハ變更ニ關スル工事
- 八 第一種及繼電聯動保安設備ノ新設又ハ變更ニ關スル工事
- 九 特殊設計ニ關スル工事
- 十 軌道法施行規則第十一條第三項ニ該當スル工事
- 十一 地下鐵道及市街地ニ於ケル高架線ニ關スル主要ナル工事

十二 其ノ他内務大臣及鐵道大臣ノ指定スル工事

- 第六條 第三條ノ規定ニ定ムル行政官廳ノ職權ニハ軌道法施行規則第二十七條ニ於テ準用スル地方鐵道法施行規則第二十五條第一項本文ノ規定ニ依ル職權ニシテ運輸開始前ノモノ及使用期間六月ヲ超ユル工事ニ關スルモノハ之ヲ含マザルモノトス
- 第七條 軌道法施行規則第二十一條及第二十七條ニ於テ準用スル地方鐵道法施行規則第三十一條ノ規定ニ依リ内務大臣又ハ鐵道大臣ニ提出スベキ書類ハ鐵道軌道統制會ヲ經由スベシ
- 前項ノ場合ニ於テハ軌道法施行規則第二十二條ノ二及第二十九條ノ規定ハ之ヲ適用セズ
- 第八條 鐵道軌道統制會第三條ノ規定ニ定ムル職權ニシテ軌道法施行規則第十一條若ハ第二十七條ニ於テ準用スル地方鐵道法施行規則第二十五條第一項本文又ハ軌道法第二十五條ノ規定ニ依ル職權委任ニ關スル件第二條ノ

規定ニ依ルモノヲ行フ場合ニ於テ停留場ノ廢止、線路及橋梁ノ重要ナル變更又ハ道路及河川ノ占用ノ方法若ハ面積ノ變更ヲ伴フモノナルトキハ豫メ關係地方長官ニ協議スベシ

鐵道軌道統制會前項ノ規定ニ依リ地方長官ニ協議スベキ事項ニ付處分ヲ爲シタルトキハ其ノ旨當該地方長官ニ報告スベシ

第九條 鐵道軌道統制會行政官廳職權委讓令第十四條第一項第三號ニ依リ處分ヲ爲シタルトキハ書類ヲ具シ其ノ處分ノ月日ヲ內務大臣、鐵道大臣及關係地方長官ニ報告スベシ

鐵道軌道統制會第三條ノ規定ニ定ムル職權ニシテ軌道法施行規則第二十一條ノ規定ニ依ル處分ヲ爲シタルトキハ書類ヲ具シ其ノ處分ノ月日ヲ鐵道大臣及關係地方長官ニ同規則第二十六條ノ規定ニ依ル屆書ヲ受理シタルトキハ書類ヲ具シ內務大臣、鐵道大臣及關係地方長官ニ報告スベシ

第十條 鐵道軌道統制會第三條ノ規定ニ定ムル職權ヲ行フ場合ニ於テ鐵道

軌道統制會ニ提出スベキ書類ハ地方長官又ハ鐵道局長ヲ經由スルコトヲ要セズ但シ營業休止ノ許可ヲ申請セントスル場合ニ於テハ申請書ノ副本ヲ關係地方長官ニ提出スベシ

前項ノ場合ニ於テハ軌道法施行規則第十一條第四項、第二十二條ノ二、第二十四條ノ二及第二十七條第二項第四項並ニ第二十七條第一項ニ於テ準用スル地方鐵道法施行規則第三十三條第二項ノ規定ニ依ル副本ノ提出ハ之ヲ要セズ

第十一條 地方長官軌道法第二十五條ノ規定ニ依ル職權委任ニ關スル件第二條ノ規定ニ依ル處分ヲ爲シタルトキハ書類及圖面ヲ添付シ鐵道軌道統制會ニ通知スベシ

前項ノ場合ニ於テハ軌道法第二十五條ノ規定ニ依ル職權委任ニ關スル件第二條ノ規定ニ依ル報告ハ之ヲ要セズ

第十二條 鐵道省所管ノ職權ニ關スル行政官廳職權委讓令施行規則第九條ノ

規定ハ鐵道軌道統制會本令ニ定ムル職權ヲ行フ場合ニ之ヲ準用ス但シ鐵道大臣トアルハ內務大臣及鐵道大臣トス

附 則

本令ハ昭和十七年法律第十五號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(參照)

昭和十八年一月二十一日公布勅令第二十六號行政官廳職權委讓令抄錄

第十四條第一項

- 左ニ掲グル行政官廳ノ職權ハ重要產業團體令ニ依ル鐵道軌道統制會（以下鐵道軌道統制會ト稱ス）ニ之ヲ委任ス
- 六 陸運統制令ニ依ル職權ニシテ軌道事業ニ關スルモノノ中鐵道大臣及內務大臣ノ定ムルモノ

- 七 軌道法施行規則ニ依ル職權及大正十二年內務鐵道省令軌道法第二十五條ノ規定ニ依ル職權委任ニ關スル件ニ依ル職權ニシテ內務大臣及鐵道大臣ノ定ムルモノ
- 昭和十七年二月十八日公布法律第十五號ハ國家總動員法第十八條ノ規定ニ依ル法人等ヲシテ行政官廳ノ職權ヲ行ハシムルコトニ關スル件ナリ

鐵道省所管ノ職權ニ關スル行政官廳
職權委讓令施行規則

昭和十八年一月二十三日公布

- 第一條 行政官廳職權委讓令中重要產業團體令ニ依ル鐵道軌道統制會（以下鐵道軌道統制會ト稱ス）ニ關スル部分ノ施行ニ關シテハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條

行政官廳職權委讓令第十四條第一項第五號ノ規定ニ依リ鐵道軌道統制會ニ委任スル行政官廳ノ職權ヲ定ムルコト左ノ如シ

一 鐵道運輸規程第三十六條、第三十八條及第八十條ノ規定ニ依ル認可

二 地方鐵道法施行規則第十七條、第二十一條、第二十五條、第二十六條、第三十六條(基本運賃ニ關スルモノヲ除ク)、第三十九條及第四十一條ノ規定ニ依ル認可

地方鐵道法施行規則第三十二條(鐵道ノ讓渡ノ場合ヲ除ク)及第四十五條第一項ノ規定ニ依ル書類ノ受理

地方鐵道法施行規則第十八條、第二十一條、第二十二條、第二十五條、第三十三條、第三十七條乃至第三十九條第三項、第四十二條乃至第四十四條、第四十七條乃至第四十九條(營業報告書ニ關スルモノヲ除ク)及第五十一條ノ規定ニ依ル屆書及報告書ノ受理

三 地方鐵道係員職制第一條ノ規定ニ依ル屆書ノ受理

四 地方鐵道運賃割引規程第六條ノ規定ニ依ル認可及同規程第五條ノ規定ニ依ル屆書ノ受理

五 軌道運輸規程第四條及第六條ノ規定ニ依ル認可並ニ同規程第十六條ニ於テ準用スル鐵道運輸規程第八十條ノ規定ニ依ル認可

六 軌道係員規程第一條ニ於テ準用スル地方鐵道係員職制第一條、同規程第二條及第四條ノ規定ニ依ル屆書ノ受理

七 軌道運賃割引規程ニ於テ準用スル地方鐵道運賃割引規程第六條ノ規定ニ依ル認可及同規程第五條ノ規定ニ依ル屆書ノ受理

八 專用鐵道規程第六條ノ規定ニ依ル許可
專用鐵道規程第九條並ニ同規程第十二條ニ於テ準用スル地方鐵道法施行規則第十七條、第二十一條及第二十六條ノ規定ニ依ル認可
專用鐵道規程第七條ノ規定ニ依ル屆書ノ受理並ニ同規程第十二條ニ於テ準用スル地方鐵道法施行規則第十八條、第二十二條及第三十三條ノ規定

ニ依ル届書ノ受理

九 陸運統制令施行規則第十九條及第二十一條ノ規定ニ依ル書類ノ受理及認可

鐵道軌道統制會前項ノ規定ニ依ル職權ニシテ臨時資金調整法施行令第六條ノ三第一項第二號又ハ臨時農地等管理令第七條ノ規定ノ適用ヲ受クル事項ニ關スルモノヲ行ハントスルトキハ豫メ鐵道大臣ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス

第三條

前條第一項ノ規定ニ定ムル行政官廳ノ職權ニハ地方鐵道法施行規則第十七條ノ規定ニ依ル職權ニシテ運輸開始前ノモノ及左ニ掲グル事項ニ關スルモノハ之ヲ含マザルモノトス

- 一 本路線延長ヲ伴フ工事
- 二 動力及軌間變更ニ關スル工事
- 三 複線工事

四 他ノ鐵道又ハ軌道トノ連絡直通又ハ交叉ニ關スル工事

五 電力需給ニ關係アル變電所及送配電線ノ新設又ハ變更ニ關スル工事

六 第一種及繼電聯動保安設備ノ新設又ハ變更ニ關スル工事

七 特殊設計ニ關スル工事

八 地下鐵道及市街地ニ於ケル高架線ニ關スル主要ナル工事

九 其ノ他鐵道大臣ノ指定スル工事

第四條 第二條第一項ノ規定ニ定ムル行政官廳ノ職權ニハ地方鐵道法施行規則第二十五條ノ規定ニ依ル職權ニシテ運輸開始前ノモノ及使用期間六月ヲ超ユル工事ニ關スルモノハ之ヲ含マザルモノトス

第五條 鐵道軌道統制會第二條第一項ノ規定ニ定ムル職權ヲ行フ場合ニ於テ地方鐵道法施行規則第十七條（停車場ノ廢止、線路及橋梁ノ重要ナル變更並ニ洪水氾濫地域ニ於ケル線路及橋梁ノ變更ニ關スル工事ニ關スルモノニ限ル）及第二十五條（洪水氾濫地域ニ係ル線路及橋梁ニ關スル工事並ニ

流水断面ヲ縮少スル橋梁ニ關スル假設工事ニ關スルモノニ限ルノ規定ニ依ル認可ヲナサントスルトキハ豫メ關係地方長官ニ協議スベシ
鐵道軌道統制會前項ノ規定ニ依ル地方長官ニ協議スベキ事項ニ付處分ヲ爲シタルトキハ其ノ旨當該地方長官ニ報告スベシ

第六條 地方鐵道法施行規則第十七條、第二十五條、第三十一條及第三十六條ノ規定ニ依リ鐵道大臣ニ提出スベキ書類ハ鐵道軌道統制會ヲ經由スベシ但シ停車場ノ廢止線路及橋梁ノ重要ナル變更竝ニ洪水氾濫地域ニ於ケル線路及橋梁ノ變更ノ認可申請書ハ地方長官ヲ經由シ之ヲ鐵道大臣ニ提出スベシ

第七條 鐵道軌道統制會行政官廳職權委讓令第十四條第一項第二號ニ依リ處分ヲ爲シタルトキハ書類ヲ具シ其ノ處分ノ月日ヲ鐵道大臣、關係地方長官及關係鐵道局長ニ報告スベシ
鐵道軌道統制會第二條第一項ノ規定ニ定ムル職權ニシテ地方鐵道法施行規

則第三十六條及第四十七條竝ニ專用鐵道規程第六條及第九條ノ規定ニ依ル處分ヲ爲シタルトキハ書類ヲ具シ其ノ處分ノ月日ヲ鐵道大臣ニ報告スベシ
第八條 鐵道軌道統制會第二條第一項ノ規定ニ定ムル職權ヲ行フ場合ニ於テ鐵道軌道統制會ニ提出スベキ書類ハ地方長官又ハ鐵道局長ヲ經由スルコトヲ要セズ

前項ノ場合ニ於テハ地方鐵道法施行規則第十七條第一項、第二十一條第三項、第二十五條第四項、第二十六條第三項、第三十三條第二項、第四十五條第三項（休止ノ場合ニ限ル）竝ニ專用鐵道規程第十二條ニ於テ準用スル地方鐵道法施行規則第十七條第一項、第二十一條第三項、第二十六條第三項及第三十三條第二項ノ規定ニ依ル副本ノ提出ハ之ヲ要セズ
第九條 鐵道軌道統制會其ノ職權ニ係ル事項ニシテ異例ニ屬スル事項其ノ他重大ナル事項ニ屬シ處分ヲ爲サントスルトキハ鐵道大臣ニ稟伺スベシ

附 則

本令ハ昭和十七年法律第十五號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

重要産業指定規則 (改正)

昭和十七年八月四日閣令第二十號

重要産業團體令第二條ノ規定ニ依リ同令ヲ適用スベキ重要産業ヲ定ムルコト左ノ如シ

一 鐵鋼ノ生産及販賣並ニ製鐵原料タル鐵鑛、マンガン鑛及鐵屑ノ販賣ニ關スル事業(朝鮮ニ於ケル當該事業ヲ含ム)

二 石炭ノ生産及販賣ニ關スル事業

三 原動機(發電用ノ蒸氣罐、蒸氣タービン及水車ヲ除ク)及生産用機器ノ製造及販賣ニ關スル事業

四 電氣機器、發電用ノ蒸氣罐、蒸氣タービン及水車並ニ電氣通信機器ノ製造及販賣ニ關スル事業

五 精密機器ノ製造及販賣ニ關スル事業

六 車輛及鐵道信號保安裝置ノ製造及販賣ニ關スル事業

七 自動車ノ製造及販賣ニ關スル事業

八 セメントノ製造及販賣ニ關スル事業

九 鑛産物(石炭、亞炭、石油及土瀝青ヲ除ク)ノ生産及販賣ニ關スル事業
(鐵鑛及ニツケル鑛ノ製鍊及販賣、アルミニウム、アルミナ及マグネシウムノ製造及販賣並ニ燐鑛、ボーキサイト及礬土頁岩ノ販賣ニ關スル事業ヲ除ク)

十 非鐵金屬ノ加工及其ノ加工品ノ販賣ニ關スル事業

- 十一 貿易業並ニ貿易ノ振興及統制ニ關スル事業
- 十二 造船事業（朝鮮及臺灣ニ於ケル當該事業ヲ含ム）
- 十三 地方鐵道事業及軌道事業
- 十四 アルミニウム、アルミナ、マグネシウム、人造水晶石及弗化アルミニウムノ製造及販賣並ニアルミニウム屑、マグネシウム屑、ボーキサイト及礬土頁岩ノ販賣ニ關スル事業（朝鮮及臺灣ニ於ケル當該事業ヲ含ム）
- 十五 化學工業品（硫酸アンモニア、石灰窒素、過磷酸石灰、トーマス燐肥、化成肥料、硝酸、硝酸アンモニア、亞硝酸ソーダ、アンモニア、酸素、硫酸、ソーダ鹽類、鹽素、鹽酸、晒粉、カーバイド、アセチレン系誘導品、醱酵ブチルアルコール、醱酵アセトン、メタノール及同誘導品、ガス輕油分溜物、コールタール分溜物、タール系中間物並ニ合成染料）ノ製造及販賣ニ關スル事業（硫酸アンモニア、石灰窒素、過磷酸石灰、トーマス燐肥及化成肥料ノ販賣ニ關スル事業ヲ除ク）

- 十六 ゴムノ販賣並ニゴム製品ノ製造及販賣ニ關スル事業
- 十七 皮革及皮革製品並ニ鞣劑ノ製造及販賣ニ關スル事業
- 十八 油脂製品（硬化油、硬化蠟及脂肪酸ヲ含ム）及塗料ノ製造及販賣ニ關スル事業（朝鮮ニ於ケル當該事業ヲ含ム）
- 十九 綿ス・フ紡機ニ依ル綿糸、ステープルファイバー糸其ノ他糸ノ製造並ニ其ノ加工及販賣、綿ス・フ織機ニ依ル綿織物、ステープルファイバー織物其ノ他ノ織物ノ製造並ニ其ノ加工及販賣、綿漁網ノ製造並ニ棉花ノ販賣ニ關スル事業
- 二十 絹紡機ニ依ル絹紡糸其ノ他ノ糸ノ製造並ニ其ノ加工及販賣、人絹パルプ、ステープルファイバー及人造絹糸ノ製造、加工及販賣、人絹絹織機ニ依ル人造絹織物、絹織物其ノ他ノ織物ノ製造並ニ其ノ加工及販賣並ニ副蠶糸ノ販賣ニ關スル事業
- 二十一 毛紡機ニ依ル毛糸其ノ他ノ糸ノ製造並ニ其ノ加工及販賣、毛織機ニ依

ル毛織物其ノ他ノ織物ノ製造竝ニ其ノ加工及販賣、フエルトノ製造、加工及販賣竝ニ羊毛ノ販賣ニ關スル事業
 二十二 麻製品ノ製造及販賣（綿ス・フ紡機、絹紡機又ハ毛紡機ニ依ル糸ノ製造及綿ス・フ織機、人絹紡織機又ハ毛紡機ニ依ル織物ノ製造竝ニ其ノ販賣ヲ除ク）竝ニ麻ノ販賣ニ關スル事業

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

車輛統制會統制品目

機 種 範 圍

一、鐵道又ハ軌道ノ車輛
 (一) 機關車
 (電氣機關車及炭水車ヲ含ム)

(二) 電車
 (無軌道電車ヲ含ム)

(三) 客 車
 (暖房車及氣動車ヲ含ム)

(四) 貨車
 (炭車、鑛車、消火車、熔銑)

說 明

蒸氣機關車、炭水車、電氣機關車、內燃機關車、タービン機關車、蓄電池機關車其ノ他之ニ類スルモノ

客車、氣動車、暖房車、鋼索客車、架空索道客車、食堂車、郵便車、手荷物車其ノ他之ニ類スルモノ、モーターカーヲ含ム

二、鐵道又ハ軌道ノ車輛部分品

車、鑛車、雪掻車及檢重車ヲ含ム

(一) 罐部分品

蒸氣分配室

加減

安

工場ノ製造スルモノニ限ル

(車輛又ハ車輛部分品專業工場ノ製造スルモノニ限ル)

水面

注出

吐

工場ノ製造スルモノニ限ル

(車輛又ハ車輛部分品專業工場ノ製造スルモノニ限ル)

(二) 運轉裝置部分品

給給 水水 動水 油復自給給
 工場ノ製造スルモノニ限ル
 (車輛又ハ車輛部分品專業工場ノ製造スルモノニ限ル)

シシ 安 工場ノ製造スルモノニ限ル
 (車輛部分品專業工場ノ製造スルモノニ限ル)

排 活 水 工場ノ製造スルモノニ限ル
 (車輛又ハ車輛部分品專業工場ノ製造スルモノニ限ル)

動力 撤撤 轉 工場ノ製造スルモノニ限ル
 (車輛又ハ車輛部分品專業工場ノ製造スルモノニ限ル)

砂砂 撤撤 器器 工場ノ製造スルモノニ限ル
 (車輛又ハ車輛部分品專業工場ノ製造スルモノニ限ル)

- (三) 戸閉機械
- (四) 集電装置部分品
パ
ン
タ
タ
グ
ラ
- (五) 走り装置部分品
手
押
ボ
ン
プ
靴
フ
- 合輪軸大
齒
車箱軸車
- (六) 台 杵
- (七) 制動装置部分品
- 小齒車
齒
箱
- 工場ノ製造スルモノニ限ル
- 工場ノ製造スルモノニ限ル
- 工場ノ製造スルモノニ限ル

制動辨、給氣辨、減壓辨、
配辨、三動辨、其ノ他之ニ類
スルモノ

見送給油器、油ポンプ其ノ他
之ニ類スルモノ

車軸發電機及ターボ發電機

- 空壓辨 力氣 加壓 減縮 器器
- 制動 間 加動 減 筒器器
- 基礎 間 制 加動 減 筒器器
- 自 動 列 車 停 止 器 置 器 筒
- (八) 給油機器
- (九) 速 度 計
車輛及車輛部分品專業工
場ノ製造スルモノニ限ル
- (十) 電氣機器
車輛又ハ車輛部分品專業
工場ノ製造スルモノニ限ル
- 發電機 配電 電御 電盤

(六) 貨車減速裝置

(五) 自動列車制御裝置及同部分品

車地上 自動列車制御裝置

信軌シレイン 信號 グリッド ナルボソン 線絶機 器線ドド

信信信信回電電電電 號號號號路氣氣氣 變配繼制鎖 壓電電御錠 器器盤器器器コ柱機

スルモノニ限ル) 氣信號機 氣信號機

(七) 坂阜貨車自動仕分裝置

(八) 車內信號裝置及同部分品

車地車 內信號裝 號上上 裝裝裝 置置置

(九) 位相計

(信號保安裝置及同部分品 專業工場ノ製造スルモノニ限ル)

(十) 分岐器裝置部分品

軌輕菱交互分 軌條形叉 轍用轉交車 器臺又線又器

差動小齒車軸
差動サイド齒車(自動車部分
品專業工場ノ製造スルモノニ
限ル)

(一五) ブレーキ装置部分品

ホマブブブブブブ
イスレレレレレレ
ー ター キキキキ
ル シ シ バ シ ド
リ ニ ャ ャ ャ
ン ャ ャ ャ
ダダグドムドコ

(一六) 前車軸及操向装置部分品

キナナ前
ッ クッ 車
ン グル アク
ク ビー
ン ムル軸

操向ハンド
操向齒車(自動車部分品專業
工場ノ製造スルモノニ限ル)
ドラ イ ロ ツ
ステア リング グリ
ム ク ド

(一七) 車輪及同部分品

車ハ タ イ ヤ
辨ブ輪

(一八) 臺秤及同部分品

臺秤 器
フバ ン ツ
ク 器秤

(一九) 計器及同部分品

電流計(自動車部分品專業工
場ノ製造スルモノニ限ル)

警

音

器

(二六)

品專業工場ノ製造スル
モノニ限ル
附屬工具(自動車部分)

ハ 辨
イ 押
ネ 抜
ス へ
ボ ン
ツ ン
キ ン
ヤ ン
ジ ン
グ ン

(二五)

修理用特殊機器

連 結 桿 軸 受 鑄 造
連 結 桿 軸 受 鑄 造
點 火 栓 清 淨
自 動 機 油 注 油 器
手 動 機 油 注 油 器
燃 料 消 費 測 定
前 照 燈 試 驗
キ ン
ヤ ン
ス タ
キ ン
バ

トゲ
ー
イ
ン
ゲ
ー
ジ
ジ

◎備考

專業工場トハ當該工場ニ於ケル當該物品ノ生産額ガ當該工場ニ於ケル
總生産額ノ八割以上ヲ占ムル工場ヲ謂フモノトス

精密機械統制會統制品目

機 種 範 圖 說 明

一、切削研磨用ノ金
屬工作機械

- (一) 旋 盤
- (二) ポ ー ル 盤
- (三) 中 グ リ 盤
- (四) フ ラ イ ス 盤
- (五) 研 磨 盤
- (六) 齒 切 盤
- (七) 平 削 盤
- (八) 形 削 盤
- (九) 豎 削 盤
- (一〇) 金 切 鋸 盤

兩頭研磨盤其ノ他之ニ類スルモノヲ除ク

二、エ 具

- (一) バ イ ト
- (二) 錐 錐
- (三) リ ー チ 盤
- (四) プ ロ ー ン 盤
- (五) フ ラ イ ス 盤
- (六) 齒 切 カ ッ プ
- (七) タ ッ プ
- (八) 切 削 ダ イ ス
- (九) 引 拔 ダ イ ス
- (一〇) 引 拔 プ ラ グ
- (一一) ジ

(一) (二) (三) (四) (五) (六) (七) (八) (九) (一〇) (一一)
其ノ他ノ切削研磨用ノ金屬工作機械

目盛機ヲ含ミロクロヲ除ク
楯形バイトヲ含ム

金切圓鋸刃ヲ含ム
ホブラ含ム

ダイヘッドチエーサヲ含ム

取付具ヲ含ム

- (二二) ダイヤルゲージ
- (二三) マイクロメータ
- (二四) ゲージ (度量衡法ノ
度量衡器並ニ自動車部分
品專業工場ノ製造スルキ
ヤスターキヤンパーゲ
ジ及トインゲージヲ除
ク)

ゲージプロックヲ含ム

三、軸受及同部分品

- (二五) プロトラクタ
- (二六) ネヂ測定用三針
- (一) 球 軸 受
- (二) コ ロ 軸 受
- (三) コ 鋼 球
- (四) コ 口 球
- (五) 保 持 器

ネヂ測定用プリズムヲ含ム

軌道輪又ハ球ガ炭素鋼ノモノヲ
除ク

軌道輪又ハコロガ炭素鋼ノモノ
ヲ除ク

炭素鋼ノモノヲ除ク

炭素鋼ノモノヲ除ク

四、精密測定機器、精密光學計器及精密光學計器並ニ同部分品 (度量衡法ノ度量衡器ヲ除ク)

- (一) 長 測 定 機 器
- (二) 角 測 定 機 器
- (三) 齒 車 測 定 機 器
- (四) ネヂ 測 定 機 器
- (五) 投 影 測 定 機 器
- (六) 傾 直 度 測 定 機 器

光波干涉測長器、萬能測長器、
アツベ測長器、座標測定器、指
示マイクログロメータ、ウルトラ
ブチメータ、オプチメータ、照
射測微器、指針測微器、指示限
界ゲージ、金屬熱膨脹測長器、其
ノ他之ニ類スルモノ
光學的分度盤、光學的割出器、
光學的分度測定器、アングルア
ツカ、ゴニオメータ (角度計) 其
ノ他之ニ類スルモノ
齒車測定器、齒形測定器、齒車
嚙合検査器、齒厚測定器、其ノ他
之ニ類スルモノ
萬能顯微測定器、工具顯微測定
器、視ネヂ測定器、ネヂピツチ
測定器、其ノ他之ニ類スルモノ

(七) 面測定機器
(電氣式ノモノヲ除ク)

仕上面檢定器、光線定盤、球面計、其ノ他之ニスルモノ

(八) 特殊測定機器
(電氣式ノモノヲ除ク)

尺度比較器、ホブ測定器、球軸受測定器、收差測定器、視準機カセトメ、望遠鏡檢査器、焦點距離測定器、測微接眼鏡、讀取顯微鏡、光學の孔内測定器、工作機械用顯微鏡、空氣マイクログラフ、カム軸檢査器、目盛檢査器、其他之ニスルモノ

(九) 精密時計
(電氣式ノモノヲ除ク)

經緯儀、水準儀、六分儀、測斜儀、積分器、求積器、萬能作圖器、座標器、其ノ他之ニスルモノ

(一〇) 測量機器

(一一) 顯微鏡
(電子顯微鏡ヲ除ク)

經緯儀、水準儀、六分儀、測斜儀、積分器、求積器、萬能作圖器、座標器、其ノ他之ニスルモノ

(一二) 望遠鏡

(一三) 寫真機器

寫真機、寫真映射器、寫真鏡付器、寫真引伸器、寫真現像器、偏歪修整器、架體、セルフタイマ(自寫器)其他之ニスルモノ

(一四) 映畫機器

映畫攝影機、映寫機、フィルム式錄音機、フィルム現像機、フィルム燒付機、フィルム整理機、ダビングマシン、其ノ他之ニスルモノ

(一五) 分光器

單式分光器、分光計、分光寫真器、其ノ他之ニスルモノ

(一六) 光度計
(光電式ノモノヲ除ク)

光度計、分光光度計、測微光度計、輝度計、濃度計、透過率計、反射率計、其他之ニスルモノ

(一七) 偏光計

(一八) 比色計
(光電式ノモノヲ除ク)

- (二九) 屈折計
- (三〇) 干涉計
- (三一) レンズ計
- (二) 金屬材料試驗機

五、試驗機(度量衡
法ノ度量衡器及
計量器ヲ除ク)

- (二) 非金屬材料試驗機

- (三) 動力試驗機
(電氣式動力計ヲ除ク)

プリズム及反射鏡ヲ含ム
萬能試驗機、引張試驗機、壓縮
試驗機、振動試驗機、衝擊試驗機
疲試驗機、摩耗試驗機、曲試驗機
機、硬試驗機(硬基準片ヲ含ム)
鐵鎖及鉛試驗機、鋼索、針金及
薄板試驗機、其ノ他之ニ類スル
試驗機、其ノ他之ニ類スルモノ
織布、纖維及紙類試驗機、護膜
及合成樹脂類試驗機、皮革類試
驗機、木材類試驗機、セメント
コンクリート試驗機、石材、アス
ファルト、道路材料試驗機、油
摩擦試驗機、塗料試驗機、其ノ
他之ニ類スルモノ

- (四) 耐振動試驗機
- (五) 釣合試驗機
- (六) 構造物試驗機

回轉計試驗機、壓力計試驗機、
構造物壓縮試驗機、其ノ他之ニ
類スルモノ

◎備考
專業工場トハ當該工場ニ於ケル當該物品ノ生産額ガ當該工場ニ於ケル
總生産額ノ八割以上ヲ占ムル工場ヲ謂フモノトス

電氣機械統制會統制品目

機 種 範 圍

- 一、發電用蒸氣罐 (一) 水管 罐
- (二) 煙 管 罐
- (三) 特 殊 罐
- 二、發電用蒸氣タービン 蒸氣タービン
(二) 流體サイクルノモノ及ガスタービンヲ含ム)
- 三、發電用水車 發電用水車
- 四、電氣機器 (一) 發電機
(發電動機、交流勵磁機及電氣動力計ヲ含ミ車輛又ハ車機)

說 明

一貫作業ヲ爲ス工場ノ製造スル部分品ハ之ヲ含ム

輛部分品專業工場ノ製造スルモノ並ニ自動車部分品專業工場ノ製造スル磁石發電機及充電發電機ヲ除ク)

(二) 電 動 機
(減速裝置ト一體不離ノ減速電動機ヲ含ミ車輛又ハ車輛部分品專業工場ノ製造スルモノ及自動車部分品專業工場ノ製造スル起動電動機ヲ除ク)

- (三) 變 換 機
- (四) 回 轉 變 流 機
- (五) 調 相 機
- (六) 計 器 用 變 成 器
- (七) 變 壓 器
(摺動變壓器ヲ含ミ信號保

相數變換機及周波數變換機

氣冷藏庫ヲ含ム、電氣理容器、
電氣清淨機、電動厨房器其ノ他
之ニ類スルモノ
電磁石、電磁チャック、減磁器
其ノ他之ニ類スルモノ

- (十五) 電磁石
- (十六) 電氣熔爐
- (十七) 電氣熔接機
- (十八) エツクス線裝置
- (十九) 電熱器

孵卵器、育雛器、紙加熱器、
イヤ加熱器、七輪、電氣テラヒ
飯炊器、電氣レンヂ、アイロン
裁縫機、パコレイター、電氣
ストンプ、電氣ライター其ノ他
之ニ類スルモノ

- (二十) 電氣收塵裝置電氣部
分品
- (二十一) 蓄電池車

五、電氣通信機器及
同部分品

- (一) 電信機
(自動報時機ヲ含ム)
- (二) 電信集信機
- (三) 電信交換機
- (四) 電信中繼機
- (五) 電話機
- (六) 電話交換機
(分線盤及配線盤ヲ含ム)
- (七) 電話中繼機
- (八) 無線送信機
- (九) 無線受信機
- (十) 無線送受信機

電信監查機及電信試驗臺ヲ含ム

交換機專用、試驗機器及同裝置
記録臺、案内臺、監督臺、監查
臺、市外交換機、市外試驗臺、
局線中繼臺、自動局試驗臺、自
動用繼電器群、自動發聲器、彈
器類ヲ含ム

ラジオ受信機ヲ含ム

- (十一) 無線方位測定装置
- (十二) 無線標識装置
- (十三) 無線嚮導装置
- (十四) 無線遠方制御装置
- (十五) 有線遠方制御装置
(搬送遠方制御装置ヲ含ム)
- (十六) 搬送電信装置
- (十七) 搬送電話装置
- (十八) 有線放送装置
(局用分波器ヲ含ム)
- (十九) 有線放送受信機
(有無兼用受信機ヲ含ム)
- (二十) 増幅器
- (二十一) 裝荷線輪

無線嚮導送信装置及無線嚮導受信装置

- (二十二) 電氣音響装置(フィルム式録音機及フィルム式音響再生機ヲ除ク)
- (二十三) 有無線連絡装置
- (二十四) 秘話装置
- (二十五) 指令通信装置
- (二十六) 監視信號電送装置
- (二十七) 制御信號電送装置
- (二十八) 模寫電送装置
- (二十九) 寫真電送装置
- (三十) テレビジョン装置
- (三十一) 超音波通信装置
- (三十二) 通信機用變成器
- (三十三) 特殊通信装置(通信應用装置ヲ含ム)

火災報知機、ラジオロケータ、高度測定器其ノ他之ニ類スルモノ

- (三十四) 電氣通信機器部分
- 品送機
 - 送話機
 - 受話機
 - 受話機
 - 高電度機
 - 磁石式電話用發電機
 - 著電機
 - 水晶振動子
 - 真空管 (照明用放電燈以外ノ放電管ヲ含ム)

通信用真空管、熱陰極水銀整流管、磁電管、電用送像管、真空管、電器管、エック線管、エック線用整流管、石英水銀燈、管、真空格子管、又ハ點孤御放電管、真空振動子管、プラウン管、光電管、二次電子管、定電壓放電管、檢電管、波長計用ネオン管、ネオン管、放電管、スペクトル用放電管

九、蓄電池

- 一〇、電氣計測機器及工業計測機器 (計測自動調節裝置ヲ含ム)
- (一) 電氣測定標準器

錄音用放電管、格子抵抗管、安定抵抗管、保安用真空管、繼電用真空管其ノ他之ニ類スルモノ

標準電池、標準抵抗器、標準誘導器、標準蓄電池、標準計器用變成器其ノ他之ニ類スレモノ

- (二) 電流計測器 (自動車部分品專業工場ノ製造スル電流計ヲ除ク)
 - (三) 電氣量計測器
 - (四) 電壓計測器 (電位差計及電位差計式自動調節裝置ヲ含ム)
 - (五) 電力計測器
 - (六) 電力量計測器
- 電流計及檢流計
- 積算電流計
- 電壓計、真空管電壓計、電位計、電位差計及電位差計式自動調節裝置
- 電力計
- 積算電力計

(七) インピーダンス計測器
(抵抗計、静電容量計、イン
ダクタンス計及びブリッジ式
自動調節装置ヲ含む)

(八) 位相計測器(力率計ヲ
含ミ信號保安装置及同部分
品專業工場ノ製造スル位相
計ヲ除ク)

(九) 周波數計測器
(十) 磁氣測定器

(十一) オシログラフ
(十二) 電子顯微鏡

(十三) 熱計測器及熱電對
(温度自動調節装置及熱量

インピーダンス計、抵抗計、絶
縁抵抗計、静電容量計、インダ
クタンス計、ブリッジ、組立
器、回路試験器、ボンドテスト
器、力用電機試験器及ブリッジ式
自動調節装置
位相計、力率計及同期檢定器

周波計及周波數ブリッジ
磁束計、導磁率測定器、磁損測
定器、履歴現象測定器、磁氣探
傷器其ノ他之ニ類スルモノ

抵抗温度計、熱電温度計、熱電
對、輻射高温計、光高温計、色

自動調節装置ヲ含ミ度量衡
法ノ計量器並ニ自動車部分
品專業工場ノ製造スル温度
計及水温調節器ヲ除ク)

(十四) 水分計測器
(湿度自動調節装置ヲ含む)

(十五) 液體量計測器(通風
計、液面計及液體量自動調
節装置ヲ含ミ度量衡法ノ計
量器、車輛部分品專業工場
ノ製造スル水面計及自動車
部分品專業工場ノ製造スル
燃料計ヲ除ク)

(十六) 洗滌組成計測器(濃
度自動調節装置及ガス率自
動調節装置ヲ含む)

(十七) 電氣式輻射計測器
(熱計測器ヲ除ク)

高温計、熱量計、温度自動調節
装置、熱量自動調節装置、蒸氣張
力温度計、同際温度目盛用温度
檢定装置其ノ他之ニ類スルモノ

電氣式湿度計、電氣式水分計及
湿度自動調節装置

流量計、流速計、通風計、液面
計、流量自動調節装置、通風自
動調節装置及液面自動調節装置

電氣式濃度計、ガス分析器、電
氣式酸素イオン計、電氣式檢壓
計、濃度自動調節装置及ガス率
自動調節装置

光電式光學計器、照度計、光度
計、輝度計、透過率計、反射率

(十八) 計壓器、電氣式又ハ
流體壓式、力自動調節裝置
ヲ含ミ、度量衡法ノ計量器及
自動車部品專業工場ノ製
造スル油壓調整器ヲ除ク)

(十九) 電氣式測壓器
(二十) 動作計測器(車輛部
分、專業工場ノ製造スル速
度計並ニ自動車部品專業
工場ノ製造スル速度計及回
轉計ヲ除ク)

計、檢煙計、塵埃計、比色計、
色相計、棍色試驗器、莖外線測
定裝置、其ノ他之ニ類スルモノ、
日射計、輻射計、エックス線量
計、壓力計、真空計、壓力自動調節
裝置、真空自動調節裝置及自動
燃燒制御裝置

回轉速度計、回轉計、速度計、
加速計、速度計、風速計、風向計、
計、動作時間計(サイクルカウ
ンタヲ含ム)、開度計、變位計、
電氣式張力計、電氣式振動力計、
航空傾斜計、航空旋回計、航空
計、航空速度計、航空振流計、
計、航空速度計、航空振流計、

航空高度計、航空對地高度計、航
空人工水準器及航空人工指向器

(二十一) 地質探查裝置
(二十二) 計測用遠隔傳導測
定裝置
(二十三) 高周波測定用器具

(二十四) 電氣通信線路特性
測定器及同試驗器

(二十五) 電氣通信機器特性
測定器及同試驗器

測定用發振器、測定用增幅器、
測定用檢波器、測定用減幅
器、測定用濾波器、測定用波
器、測定用變換器、測定用化
置、終端結線網、擬似空中線
網、波形分析器、擬似空中線
通信用電纜傳送位置試驗器、
荷測定器、傳送定數測定器、
磁結合測定器、靜電結合測定
電磁及靜電結合測定器及不平
容量測定器
至率計、周波數特性觀測裝置、
受話器感度測定裝置、發話器
對較正裝置、損失係數測定器、

(二十六) 電信通信振動特性計測器

(二十七) 電波傳播特性測定器

(二十八) 電氣通信用通話測定器

(二十九) 音響計測器

(三十) ラジオゾンデ

(三十一) 特殊氣象觀測裝置 (度量衡法ノ計量器ヲ除ク)

誘電體損失角測定裝置、真空管
定數測定器、中間用波試驗器、高
聽度計、電信符號至測定器、高
周波負荷試驗器及鳴音點測定器
變調計、電波計、無線周波監視
測定裝置及周波數分析計
電解強度測定器及指向性直視裝
置
通話レベル測定器、通話能率測
定器、漏話測定器及雜音レベル
測定器
履音計及音響測定器ヲ含ム

地震計、檢潮器、シーロスタツ
ト、雨量計、風信器、測雲器、
蒸發計、風力計、晴雨計、スタ
トスコイブ、浮力測定器、ア
ネモシネモノグラフ、風信風力

計、氣壓計、高度計、雲鏡、其
ノ他之ニ類スルモノ

轉輪羅針儀、磁氣羅針儀、船舶
用自動操舵裝置、航空機用自動
操縱機及航跡自畫器

檢漏計、檢電器、内絡表示器、
檢相器、火花間隙裝置、電氣式
時計 (タイムレコーダヲ含ム)
其ノ他之ニ類スルモノ

導通試驗器、繼電器試驗器、變
成器試驗器、電氣刷子試驗器、
電氣磁氣材料試驗裝置、其ノ他
之ニ類スルモノ

(三十二) 電氣式測程儀

(三十三) 羅針儀

(三十四) 音響測深儀

(三十五) 特殊計測器 (電氣
式時計ヲ含ム)

(三十六) 電氣式特殊試驗機

◎備考

專業工場トハ當該工場ニ於ケル當該物品ノ生産額ガ當該工場ニ於ケル
總生産額ノ八割以上ヲ占ムル工場ヲ謂フモノトス

産業機械統制會統制品目

機 種 範 圍 圖 說 明

一、蒸氣罐及同部分品

(一) 水管罐 (造船統制會會員又ハ會員タル團體ノ團體員ノ製造スル船用ノモノ及發電用ノモノヲ除ク以下第四號ニ至ル迄同ジ)

(二) 煙 管 罐

(三) 圓 罐

(四) 特 殊 罐

(五) 部 分 品

波節形管
空氣節水
加氣
減熱器
寄器

二、蒸氣タービン

蒸氣タービン (ガスタービンヲ含ミ造船統制會會員又ハ會員タル團體ノ團體員ノ製造スル船用ノモノ及發電用ノモノヲ除ク)

三、蒸氣機關

蒸氣機關 (造船統制會會員又ハ會員タル團體ノ團體員ノ製造スル船用ノモノヲ除ク)

四、内燃機關及同部分品

(一) ディゼル機關 (造船統制會會員又ハ會員タル團體ノ團體員ノ製造スル船用ノモノヲ除ク以下第五號ニ至ル迄同ジ)

(二) 燒 玉 機 關

(三) ガソリン機 關

(四) ガス機 關

(五) 石油機 關

- (六) 燃料噴射電氣點火機關
- (七) 燃料噴射裝置 (自動車部分
品專業工場ノ製造スルモノ
ヲ除ク)
- ピストンリング (自動車用
ノモノヲ除ク)
- 内部給油器 (自動車用ノモ
ノヲ除ク)
- 放熱器 (自動車用ノモノヲ
除ク)
- 水車 (發電用ノモノヲ除ク)
- (一) 水 壓 鐵 管
- (二) 水 門
- (一) 鐵 塔
- (二) 鐵 柱
- (三) 鐵

五、水 車

六、水 壓 鐵 管

七、鐵塔(電氣事業
用ニ限ル)

八、生産機器及同部
分品

- (一) 試 錐 機
- (二) 掘鑿機 (出機ヲ含ム)
- (三) 採 金 船
- (四) 鑿 岩 機
- (五) 切 炭 機
- (六) 鑿 井 機
- (七) 採 油 機
- (八) 破碎機 (ミル、微粉機、
ホモゲナイザ、破解機、裂
載機、潰練機、壓潰機、ケ
ンシユレツダヲ含ム)
- (九) 選別機 (分級機、沈降
機、選炭機、陶汰盤、跳汰
盤、沈澱槽及濃集機ヲ含ム)
- (十) シ ャ ー プ ナ

- (十一) 試料採取機
 - (十二) 熔鑄爐(回轉窯ヲ含ム)
 - (十三) 製鋼爐(混銑爐ヲ含ム)
 - (十四) 熔解爐
 - (十五) 加熱爐(均熱爐、乾燥爐及熱處理爐ヲ含ム)
 - (十六) 炭製造機
 - (十七) 鋼塊押入機及引出機
 - (十八) 熔鋼處理機
 - (十九) 鑄造機(鑄銑機型込機、鑄物砂處理機及マツドガンヲ含ム)
- 混銑爐、平爐、轉爐及反射爐
 ルツボ爐及キヌボラヲ含ム
 搬送機、押出機及消火裝置ヲ含ム
 インゴットケイス、インゴットケイス用定盤注入金具、トリベ其ノ他之ニ類スルモノ

(二十) 鑄物處理機(砂吹機ヲ含ム)
 鑄肌清磨機、砂吹機其ノ他之ニ類スルモノ

- (二十一) 鑄砂試驗機
- (二十二) 壓搾機
- (二十三) 蒸溜機(精溜機及昇華機ヲ含ム)
- (二十四) 蒸煮機
- (二十五) 蒸發機(蒸發鍋及濃縮機ヲ含ム)
- (二十六) 混合機(攪拌機、捏和機及乳化機ヲ含ム)
- (二十七) 濾過機
- (二十八) 分離機
- (二十九) 集塵機
- (三十) 洗淨機

- (三十一) 乾燥機
- (三十二) 冷却機 (冷凍機ヲ含ム)
- (三十三) 反應機

硝化機、熱成機、酸酵機、分解機、解離機、觸媒反應機、浸漬機、オートクレープ、硬水軟化機、吸着塔、脱硫酸器、オゾナイザー、電解機、電鍍機、凝固機、解膠機、其ノ他之ニ類スルモノ

- (三十四) 回收機
- (三十五) ガス發生機 (乾溜機ヲ含ミ自動車用ノモノヲ除ク)
- (三十六) 熱交換機
- (三十七) 焙燒機
- (三十八) 燒成器 (燒結機、骨粉再燒機、電極燒成爐及セメント回轉窯ヲ含ム)

錠劑製造機、圓錠機、煉瓦製造機等

乾濕機、除濕機及調濕機ヲ含ム

- (三十九) 成型機
- (四十) 溫濕度調整機
- (四十一) ガス分離精製機 (空氣液化機ヲ含ム)
- (四十二) 氣體又ハ液體貯藏槽
- (四十三) 結晶機 (グレイナヲ含ム)
- (四十四) 吸着機
- (四十五) 吸收機
- (四十六) 飽和機
- (四十七) 押出機 (浸出機ヲ含ム)
- (四十八) 特殊ポンプ

耐酸ポンプ、耐アルカリポンプ、高壓ポンプ、ベロストポンプ

(四十九) 特殊送風機

ターボポンプ、ビスコースポンプ、其ノ他之ニ類スルモノ
エンジン式送風機、亞硫酸ガス送風機、石炭ガス送風機、浸潤ガス送風機、其ノ他之ニ類スルモノ

(五十) 特殊氣體壓縮機

石炭ガス壓縮機、炭酸ガス壓縮機、窒素ガス壓縮機、水素ガス壓縮機、混合ガス壓縮機、其ノ他之ニ類スルモノ

(五十一) 部分
人反絹用ノズル筒品

九、金屬工作機械ニシテ切削研磨用ノモノ以外ノモノ及同部分品

(一) 槌機

(二) プレス(型込鍛造機及鍛造ロール機ヲ含ム)

(三) 壓延機

(四) 打貫機

非鐵金屬用ノモノヲ含ム
非鐵金屬用ノモノヲ含ム
非鐵金屬用ノモノヲ含ム

(五) 剪斷機(フライングシヤ及ホットソーヲ含ム)

非鐵金屬用ノモノヲ含ム

(六) 打貫及剪斷機

非鐵金屬用ノモノヲ含ム

(七) 曲ロール

(八) 矯正機(矯正ロールヲ含ム)

(九) 屈曲機

(十) 引拔機

(十一) 折疊機

(十二) 振機

(十三) 製網機

(十四) ボルト製造機及製飯機

(十五) 部分品

非金屬用ノモノヲ含ム

10. 運搬機 (一) 起重機

蓄成サ壓マチロ
機延ニル
形ブ用グ
勢レ卷レ
機取
機型ス機タル

(二) 巻上機 (船用補機專業工場ノ製造スル船用ノモノ)

ガントリ起重機、天井走行起重機、原料起重機、鋼塊起重機、起原起重機、鑄造起重機、及起重機、床上起重機、及起重機、ジブ起重機、(ロコモチ) 起重機、橋梁起重機、及無限軌道起重機、(植形起重機) 塔形起重機、積込機、ケープル起重機、陸揚機、ハ、デリック、救投起重機、可搬荷揚機、其他之ニ類スルモノ、ホイスト (チエンブロック) 含ム) ウインチ、キャブスタ

ヲ除ク)

- (三) コンベヤ (シニートヲ含ム)
- (四) エレベータ (自動階段ヲ含ム)
- (五) 索道 (軌條架空索道ヲ含ム)
- (六) ジヤッキ (自動車用ノモノヲ除ク)
- (七) 運車 臺
- (八) 轉車臺 (輕軌條用ノモノヲ除ク)
- (九) 其ノ他ノ運搬機

スキップ、ホイスト、揚筒機、巻取機、其他之ニ類スルモノヲ含ム、空氣コンベヤ、バケツエレベータ、フイーダ、トリンマ、其他之ニ類スルモノヲ含ム、可搬昇降機ヲ含ム、ビームジヤッキ及リフチングジヤッキヲ含ム

一一、傳導裝置

(一) 液體變速裝置 (造船統制會會員又ハ會員タル團體ノ製造スル船用ノモノヲ除ク)

(二) チエン (製鐵事業法ノ適用ヲ受クル鍛鋼品及鑄鋼品可鍛鋼品、鋸齒、自働車用タイミンダチエン、自轉車用ノモノヲ除ク)

(三) サイクラロギヤ

一二、汎用水力機

(一) 汎用ポンプ (船用補機事業工場ノ製造スル船用ノモノヲ除ク)

(二) 水壓機 (八又ハ九ニ屬スルモノヲ除ク)

(三) 液壓整動機 (造船統制會會員又ハ會員タル團體員ノ製造スル船用ノモノヲ除ク)

傳導用以外ノモノヲ含ム

一三、汎用風力機

(一) 汎用送風機 (船用補機事業工場ノ製造スル船用ノモノヲ除ク)

(二) 氣體壓縮機 (真空ポンプヲ含ミ船用補機事業工場ノ製造スル船用ノモノヲ除ク)

(三) 空氣機

空氣手ハンマ、空氣ドリル、空氣グラインダ、空氣動ポンプ、空氣ホイスト其ノ他之ニ類スルモノ

一四、其ノ他ノ産業機械

(一) 包裝機 (荷造機及箱詰機ヲ含ム)

(二) 塗附貼着機

(三) 容器製造機

製箱機、製罐機及製袋機 (絲襪及ミシンヲ除ク)

(四) 燃機裝置 (車輛又ハ車輛部分品事業工場ノ製造スル油燃機ヲ除ク)

- (五) ファイルム穿孔機
- (六) 噴霧機(農機具ニ屬スルモノヲ除ク)
- (七) 鹽素滅菌機

◎備考

專業工場トハ當該工場ニ於ケル當該物品ノ生産額ガ當該工場ニ於ケル總生産額ノ八割以上ヲ占ムル工場ヲ謂フモノトス

昭和十八年四月十五日印刷
昭和十八年三月三十日發行

統制會定款・統制規程集

頒價壹圓

編者

重要産業協議會

發行者

重要産業協議會
帆足計

發行所

東京市丸ノ内一ノ二
重要産業協議會
電話九ノ内
六五四二・六五四三
三六三二・三六三三
四六四九・四六五〇
振替東京一四五七八四番

印刷所

東京市神田區護國寺二ノ九
三光社印刷所

918
373

重産協版

昭和18年3月